

新潟市古町地区
商店街活性化促進事業計画

令和4年3月

新潟市

1. 商店街活性化促進区域の区域

古町通五番町商店街、古町通6番町商店街、新潟市古町七番町商店街、新潟市古町8番町商店街、新潟市古町九番町商店街、柁谷小路商店街、本町六商店街、新潟市上古町商店街

※別紙「区域の付近見取図」を参照。

2. 商店街の活性化の方向性その他の商店街活性化促進事業に関する基本的な方針（以下、「基本的方針」）

【古町地区商店街の現状と課題】

◆現状

古町地区は、新潟市都市計画基本方針において、商業・業務・交流機能の強化などの活性化を図る「都心」として位置付けられており、伝統的建造物や江戸時代から続く街並み、小路の風情が残り、花柳界の歴史や新潟の食文化を体感できる、みなとまち文化が漂う街である。また、年間を通して食をはじめ、音楽やマンガ・アニメなど多様なイベントが開催されており、観光振興や賑わいを創出する地区でもある。

同地区の商店街は、江戸時代に新潟湊が北前船寄港地として栄えた頃から、商業・業務集積地として発展し、大正時代からは新潟を代表する繁華街として多様な店が軒を連ね、多くの人々が訪れ、商業地として活気のある街であった。しかし、大手百貨店や大型商業施設などの閉店により、従来の商業中心の街からの変革が求められており、業務や教育、文化、居住、飲食など多様な都市機能の集積を図り、人や物が集まり、賑わいづくりを創出していく必要がある。そこで官民連携で活性化の取り組みを進めていくため、平成29年度に、古町地区商店街が出資する「新潟古町まちづくり株式会社」、「新潟商工会議所」、および本市で、「古町活性化まちづくり協議会」を立ち上げ、古町地区活性化まちづくり調査報告書を作成した。

◆古町活性化まちづくり協議会（以下、「協議会」）

協議会では、活性化の方向性として

- ・「古町花街などの歴史的・文化的な街並みや食文化の魅力向上」
- ・「空き店舗を活用した創業促進機能の強化」
- ・「回遊性向上、およびエリアマネジメント機能の強化」

などを掲げ、できるところから実践していくこととし、令和元年度の取り組みとして、新潟市古町七番町商店街振興組合と新潟古町まちづくり株式会社が、経済産業省事業「商店街活性化・観光消費創出事業」の採択を受け、本市の補助制度も活用し、アーケード改修と併せて総合案内所（新潟古町まちみなと情報館 以下、「まちみなと情報館」）を整備した。

また、令和元年度に新潟古町まちづくり株式会社が都市再生推進法人の認定を受

けたことで、エリアマネジメントとしての活動を活発化させる検討を行っている。

令和2年度には、市役所内に組織横断型の古町再生プロジェクト・チームが発足し、「古町地区将来ビジョン」で示された方向性を踏まえ活性化施策について同協議会を含む関係者と議論し、令和3年度から具体の事業を実施することとした。

◆課題

①空き店舗

古町地区商店街内の空き店舗数は増加傾向にあるものの¹、店舗兼住宅もあるため、他人へ貸すことに抵抗を感じることや、貸し出すには改装費用がかかることなどを理由に、所有者等が空き店舗の活用を検討していないケースや、空き店舗解消のための具体的な取り組みをしていない所有者等がいるとのことから、貸し手と借り手のマッチングが重要である。

②後継者不足

令和2年10月に新潟県が実施した商店街実態調査²では、商店街が抱える問題点として「後継者不足」が51.7%と最も高いものの、後継者育成対策を講じていないと答えた商店街が89.2%と圧倒的に高い。

【商店街活性化への方向性】

◆課題解決に向けて

商店街の課題である、空き店舗数の増加と後継者不足を解決するため、古町地区商店街及び、新潟古町まちづくり株式会社と連携し、事業開始希望者が、店舗を出店する前から商店街と接点を持ち、商店街の担い手になる意欲のある出店者へ支援する。また、同地区のにぎわい創出を目的に、同地区の魅力を活かした新たなコンテンツの創造や、既存の地域資源を連携させた取り組みを支援する。

さらに放置状態の店舗兼住宅等の所有者等に対して、必要な情報提供を行うとともに、改善されない場合は、要請、勧告等を実施することで、空き店舗等の放置を予防し、商店街の活性化を図る。

◆商店街の今後の在り方

古町地区商店街の現状を踏まえた今後の在り方については、業務や教育、文化、居住、飲食など多様な都市機能の集積を図り、人や物が集まり、賑わいづくりを創出していく必要があることから、官民連携で協議会を立ち上げ、活性化の方向性の実現に向けた検討と実践を行っている。

その取り組みの一つであり、令和元年度に新潟市古町七番町商店街振興組合と新潟古町まちづくり株式会社を実施した、「まちみなと情報館」の整備とアーケード

¹ 商店街が作成する補助制度利用希望調査票により把握

² 令和2年度新潟県商店街実態調査報告書（新潟県産業労働部商業・地場産業振興課）

改修については、「まちみなと情報館」を拠点とし、天候に左右されない空間を活用したマルシェやイベントの実施により、近隣住民や同地区の就業者の消費を創出し、商店街活性化や同地区の回遊促進につながるものであり、商店街活性化に資するだけでなく、本市の魅力発信や交流人口の拡大にもつながると大きく期待する。

今後もこのような取り組みを含む、同地区商店街が実施するにぎわい創出を推進する取り組みを引き続き支援していく。

また、経済産業省が令和2年度に設置した「地域の持続可能な発展に向けた政策の在り方研究会」において、商店街にはコミュニティの生活支援といった機能・役割を期待する声が大きくなっており、地域住民やコミュニティにとっての商店街の位置づけは「買い物の場」から「多世代が共に暮らし、働き、交流する場」へと変化していると、今後、商店街が多様なニーズに応えるため、「商店が集まる街」から「生活を支える街」への変革が必要であると、とりまとめしている。

同地区商店街においては、職住が近接している位置にあり、業務や教育などといった機能の集積も図りながら、商業機能に加え多様なニーズを取り込む対応が必要であり、他業種との連携には専門的知識を有する外部人材とのマッチングが求められる。

3. 商店街の活性化を図るために講ずる施策

◆基本的方針に適合する事業（以下「適合事業」という。）の実施に必要な情報の提供に関する事項

放置状態の空き店舗等の所有者に対し、新潟市及び新潟中心商店街協同組合から、市で実施している空き店舗等に対しての補助事業の紹介や、空き店舗等の相談窓口の紹介などの情報提供を行う。

◆区域内の建築物又は土地であって事業の用、住宅の用その他の用途に供されていないものに関する所有権又は賃貸権その他の使用及び収益を目的とする権利の取得についてのあっせんに関する事項

新潟古町まちづくり株式会社が窓口となり、商店街からの情報提供や不動産業種団体の協力により収集した古町地区の空き店舗等に関する物件情報を、古町地区で新規出店を希望する者に対し提供する。

◆新商品の開発又は販売、新たに役務の開発又は提供その他の需要の拡大のために要する費用の補助に関する事項

施策の名称	施策の概要
古町地区空き店舗活用事業	古町地区商店街及び、まちづくり会社（都市再生推進法人）と連携し、古町地区の空き店舗に出店する事業者のうち、商店街との関わりに意欲があり、事業の継続性が認め

	<p>られる店舗の出店に係る費用を支援する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助率：1/2 ・上限額：5,000 千円 (改装費 4,000 千円、賃借料 (1 年) 1,000 千円)
古町地区魅力創造・発信事業	<p>古町地区に魅力的なコンテンツを造成することを目的に、地域資源を活かした新規コンテンツの開発、既存コンテンツの再構築を行う事業者を支援する。</p> <p>併せて、古町地区将来ビジョンや古町地区の地域資源の周知を目的とした市民参加型の広報業務を行うもの。</p> <p>また、古町地区の賑わい創出を目的に、本取組により創造されたコンテンツや既存の地域資源を連携させ、その取組を支援する。</p> <p>【魅力創出事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助金：上限 5,000 千円×2 件 (補助率：2/3) <p>【魅力発信事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報業務：4,000 千円


※予算については、各年度に議会議決を経て決定するもので、実施を担保するものではありません。


区域の付近見取図

地域再生計画の名称：古町再生プロジェクト推進事業

地域再生計画の区域：新潟市の区域の一部（古町地区）

商店街活性化促進区域：古町通五番町商店街、古町通六番町商店街、新潟市古町七番町商店街、新潟市古町八番町商店街、新潟市古町九番町商店街、
榎谷小路商店街、本町六商店街、新潟市上古町商店街

 : 地域再生計画の区域

 : 商店街活性化促進区域

